

別記様式第1号（第1条第1項関係）

## 国際卓越研究大学に係る認定申請書

令和8年1月9日

文部科学大臣 殿

申請者 国立大学法人東京科学大学  
主たる事務所の所在地 東京都目黒区大岡山 2-12-1

大学の名称 東京科学大学  
大学の所在地 東京都目黒区大岡山 2-12-1

法人代表者 国立大学法人東京科学大学理事長  
大竹 喬



国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（以下「法」という。）  
第4条第2項の規定に基づき、国際卓越研究大学の認定を申請します。

### （備考）

- 「申請者」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者の名称を記載すること。
- 「主たる事務所の所在地」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「大学の名称」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の名称を記載すること。
- 「大学の所在地」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の所在地を記載すること。
- 「法人代表者」には、国際卓越研究大学の認定を受けようとする大学の設置者を代表し、その業務を総理する者の氏名を記載すること。
- 申請者は、法第4条第2項の規定に基づき、本申請書に加え、法第4条第3項各号のいずれにも該当していることを証する書類を併せて提出すること。

## 国際卓越研究大学の認定に関する基準

令和 8 年 1 月 9 日

(1) 国際的に卓越した研究の実績（法第 4 条第 3 項第 1 号及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 2 条第 1 項に関する基準）

①論文数（本）	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	5 年計
	5,530	5,923	5,585	5,583	5,425	28,046
②Top10%論文数（本）	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	5 年計
	549	555	537	534	523	2,698
③Top10%論文割合（%）	9.6					
④論文数の出典	Elsevier Scopus/SciVal					
⑤本務教員数（人）	1,922（令和 6 年度）					
⑥本務教員一人当たりの Top10%論文数（本）	1.40					

(2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績（法第4条第3項第2号及び規則第2条第2項に関する基準）

①共同研究等民間負担経費（円）	R2 年度	5,213,908,101
	R3 年度	6,481,145,760
	R4 年度	7,189,481,852
	R5 年度	7,388,774,065
	R6 年度	7,153,640,472
	5 年計	33,426,950,250
	5 年平均	6,685,390,050
②本務教員数（人）	1,922（令和6年度）	
③本務教員一人当たりの年間共同研究等民間負担経費合計額（円）	3,478,351	

### （3）教員組織及び研究環境等の研究の体制（法第4条第3項第3号及び規則第2条第3項に関する基準）

#### ① 先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境

先端的、学際的及び総合的研究の推進を目指す上で特筆すべきものは、2024年10月の大学統合である。これは、理工学と医歯学の自然科学研究の統合を図り、大学の垣根も取り払い、学際的研究により融合研究力を高め、社会課題解決に乗り出そうという本学の強い覚悟を示す。

さらに統合後には、学際的な融合研究を異次元に推進するため、理工学系、医歯学系を問わず、全学を貫く融合研究組織である6つのVisionary Initiative（以下、VI）を設置した。これは旧二大学における既存の融合研究組織を発展、再構成し、現在社会が直面する3つの将来的な社会課題の解決に焦点を合わせた融合研究組織である。すでに設置されたVIは、「Total Health Design」、「Innovative-Life Society」、「GX Frontier」、「Well-Vitality Science」、「Space Innovation」、「Resilience-Tech Society」の6つである。

また、本学設立と同時に3つの研究組織を設立している。一つ目の「総合研究院」は、6つの附置研究所や13の研究センター、14の研究ユニットを統合したもので、基礎研究を推進するとともに、将来の産業基盤及び医療基盤の育成を意識した融合的な研究成果を創出している。二つ目は「未来社会創成研究院」である。この研究院では、自然科学、人文社会科学を統合した科学的集合知（コンバージェンス・サイエンス）によって、未来の課題の発見と解決に資する研究成果を創出し、人々がかくありたいと願う100年後の未来社会像を提示している。三つ目の「新産業創成研究院」は、企業との組織的な連携による共同研究を実施することで新産業創出につながる成果を生み出している。

さらに第四の研究院として、後述の医療工学研究所を発展させた「国際医工共創研究院」を2025年7月に新設し、さらなる医工連携研究を推進している。

#### ② 多様な分野の学術ネットワークの牽引

全学レベルの学術ネットワークとして、国内では四大学未来共創連合（一橋大学、東京外国語大学、お茶の水女子大学、本学）に加え、東京藝術大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学などと研究・教育の連携を強化し、医歯理工分野を超えた学際領域の発展を牽引する体制を整えている。

理工学系においては、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）、次世代X-nics半導体創生拠点形成事業、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム、共創の場形成支援プログラム、光・量子飛躍フラッギングシッププログラム、Science Tokyo GXIを実施している。

医歯学系においては、戦略分野に創生医学コンソーシアム、未来医療開発コンソーシアム、難病克服コンソーシアムを設置し、オルガノイド（ミニ臓器）研究、難病研究、新規医療開発研究、骨や歯などの硬組織研究・口腔科学研究などで学術ネットワークを牽引している。

これらの取組により、本学にとどまらない連携大学との共創による学術ネットワークを構築し、学術研究の牽引を推進している。

#### ③ 国際研究協力に係る体制

本学は旧二大学の国際連携を統合し、本学が置く海外拠点（タイ、ドイツ、アメリカ、ガーナ、チリ）を活用した研究連携を強化している。

理工学系では、2016年に立ち上げたTokyo Tech World Research Hub Initiative（WRHI、2022年度

WRH に組織変更) を全学に展開し、海外大学から世界第一線の研究者、研究グループや研究拠点を広く受け入れて「世界の研究ハブ」を形成している。また、アジア 5 大学で設立した ASPIRE リーグ、半導体を軸に日米産学パートナーシップとして日米 11 大学等が参画する UPWARDS for the Future、アジア、オセアニア地域のトップレベルの工学系 12 大学間の多角的交流を促進する目的で設立された大学連盟 AOTULE に参画して、国際研究協力に係る強力な体制を組んでいる。

こうした実績に基づき、前項で述べたとおり、世界各国の 250 を超える大学等と連携協定を締結するに至っている。さらに VIを中心とした国際的な HUB&SPOKE の形成に向けて、本学設立以降、理事長と学長がトップ主導で海外大学トップと交流し、“Visionary collaboration”を旗印に国際的ネットワーキングを進めている。

#### ④ 若手研究者・女性研究者・外国人研究者の登用・活躍に係る体制

本学は、ダイバーシティの確保を重要な大学経営上の課題と捉え、様々な施策を実行している。若手研究者育成について、理工学系は 2018 年度に基礎研究機構を設置、医歯学系では 2021 年度に若手研究者支援センターを設置し若手研究者育成を強化している。女性研究者登用については、理工学系は 2022 年度より毎年、理工学系の 8 部局で女性限定公募を実施し、理工学系の女性教員比率は、2021 年度の 10.3%から 2024 年度の 13.0%に上昇している。医歯学系でも「女性上位職登用制度」を開始し、優秀な女性研究者をキャリアアップ教員として 2025 年度までに累計 36 名を登用した。また、外国人研究者の登用については、上記③のとおり、WRH により世界第一線の研究者を採用している。

#### ⑤ 事務職員・研究マネジメント人材・専門職の配置

本学は、2020 年度に全技術職員で構成されるコアファシリティーセンター (CFC) を設立し、高度技術専門人材へのテクニカルコンダクター (TC) 称号制度と技術者等の高度技術専門人材養成のための TC カレッジを創設し、技術職員のキャリアパス体制を整えた。この取組は全国規模に拡大し、13 大学、3 機関が参画している。また、研究マネジメントに係る人材として、URA の配置だけでなく、特に高い専門性を有する者に教員と同じ待遇で雇用する高度専門職員制度を実施しマネジメント教員を配置している。加えて、次世代人材養成機構を設置し、若手研究者だけでなく事務職員、専門人材も含めて、全構成員のエンゲージメント向上と社会課題解決の実現に貢献できる人材育成を目指し、職種間異動を可能とする体系的な研修プログラムや支援制度を順次整備している。

#### ⑥ 研究施設・研究設備と研究インテグリティ

本学は、国からの支援も受けつつ、最先端研究を実施するための研究施設・設備を整備してきた。特に世界最先端のスーパーコンピュータ TSUBAME を、初めての研究者にも使いやすい高性能計算サービスとして提供している。また、理工学系では 1 千万円以上の研究機器を含めた研究設備の共用化を強力に推進した結果、現在、1,011 台 の機器を共用化している。一方、医歯学系では COVID-19 パンデミックの経験を活かして、未知の病原体等へのアプローチが行える施設の拡充・強化を図った。研究インテグリティに関しては、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者の下に専門委員会を置き、ここで研究インテグリティの確保に係るコンセンサス醸成、関係規程の整備、調査や教育研修等を実施するとともに、各事案に関するリスク分析・対応策の検討を行っている。学内研究者自身からの懸念を収集するため、専門委員会に分野ごとの分科会と相談窓口を置き、不安なく国際共同教育・研究が実施できるようにしている。

#### （4）民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制（法第4条第3項第4号及び規則第2条第4項に関する基準）

本学は、社会と共にイノベーションを興す仕組みとして、产学連携を重要な施策として位置づけ、新産業創成研究院を設置し、特に統合のシナジ一分野である医工連携については国際医工共創研究院を設置し、医工連携分野の产学連携の強化に乗り出している。こうした新大学における理工学と医歯学の連携した产学連携の強化は、これまでの理工学系と医歯学系のそれぞれの产学連携強化の施策と実績の上に成立している。理工学系では重点分野を中心に提案を絞り、3つの卓越大学院プログラムが採択されており、物質・情報卓越教育院（2018年採択）、超スマート社会卓越教育院（2019年採択）、エネルギー・情報卓越教育院（2020年採択）において、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的に連携し、卓越した博士人材を育成している。各卓越大学院でコンソーシアムを組んで、产学連携研究と教育の一体運営を行っている。これらがVIのベースとなる。

理工学系の产学連携については、研究・产学連携本部（現：研究・イノベーション本部）を通して企業等との共同研究を推進し、2024年度には830件46.8億円の外部資金を獲得している。学内の研究シーズからの知的財産については、2024年度に243件の国内特許出願を行い、ライセンス等の収入は7,615万円である。さらに、研究シーズをもとにした大学発ベンチャーは2024年度で126社となっている。2018年度にオープンイノベーション機構を設置し、組織対組織の大型产学連携に注力し、2025年12月1日現在で24の企業等と協働研究拠点契約を締結している。なお、協働研究拠点の設置は、間接経費等を含め年間2,000万円以上の共同研究費計上を要件としており、延べ10億円を超える規模となっている拠点も存在する。

また、新産業創成研究院には、2つの卓越大学院プログラムが設置した産学官コンソーシアムも設置しており、これらはそれぞれ数十社の企業の参加を得て博士学生の経済支援を行うと共に、博士教育から発展する产学共同研究への発展を支え、すでに協働研究拠点も生まれている。

さらに、产学連携研究の支援機能を有するScience Tokyo Innovation（STI）を学外に設置し、産業界の望む技術指導や社会人教育プログラムを届けている。技術経営専門職学位課程（MOT）では、技術経営と先端技術の双方を体得できる機会を提供している。

理工学系がリードする「Greater Tokyo Innovation Ecosystem（GTIE）」により、スタートアップ（以下、SU）創出を推進する取組を2021年度に開始している。さらに、SU創出活動を実施するイノベーションデザイン機構を2022年度に設置し、『世界を変える大学発SUを育てる』インキュベーションスタジオとしてINDEST（Innovation Design Studio：インデスト）を設置して、大学発SUの他、VC・投資家、大企業、政府・公的機関、専門家（法律・会計・アクセラレーター等）が集結する場として運用している。また、教員・学生自身のアイデアによるSUを後押しし、アイデアをプロトタイプ化するための経費等を支援するため「東京科学大学基金」内の特定基金の1つとして、「スタートアップ支援基金」を構築している。

一方、医歯学系では、2021年9月より医療現場・医療・バイオ系研究現場を起点に産学官連携プロジェクト及びSU支援を増強することを目的にイノベーションコミュニティとしてTMDU Innovation Park（TIP）を設置し、大学が有する研究機器・ラボ・コミュニティスペースを産官学で共有する仕組みを整備している。東京圏を世界最高峰のイノベーションセンターにすることにより「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現（バイオ戦略）」の達成を目指す取組として内

閣府が認定した「Greater Tokyo Biocommunity (GTB)」において、上述の TIP の取組を核に、東京大学及び日本製薬工業協会と共に『本郷・御茶ノ水・東京駅エリア拠点』を運営している。また、医療系産学連携ネットワーク協議会 (medU-net) を 2010 年に企画・設立し、事務局として運営を行っている。

こうした実績をもとに本学は、民間企業との共同研究をさらに推進するため、医療現場（病院）を活用した未来医療創出研究を行う医療工学研究所を置いている。医療工学研究所は、大学病院をフィールドとし、世界をリードする医療機器・システム開発の拠点を構築し、日本発の製品規格の国際標準化や、新産業創出及びそれを担う未来人材の育成を推進している。

これらの研究の実施に加えて、産学共創機構や医療イノベーション機構が企業側のニーズを捉え、産学連携活動を支援している。すなわち、産学共創機構は、産学連携推進業務の円滑な遂行を通じて、産業界と共に本学の知を実装化することで、産業界さらには社会の進展に貢献し、大学と社会との好循環を実現することを目的として、企業等との大型連携組成等のオープンイノベーション推進、企業・地域自治体等との連携、知的財産法務、産学連携に係る利益相反等のコンプライアンスの推進等を担っている。

医療イノベーション機構では、医療の高度化、エビデンスに基づくヘルスケアを実現することで、人々の健康と福祉、幸福に貢献するため、医療現場を起点とした異分野共創及び産業界をはじめとした多様なステークホルダーとの連携を支援している。具体的にはヘルステックデザインプログラムの運営、医療データ利活用の促進、大学病院を含む診療現場とのチャネルとなり新規医薬品・医療機器の創出に向けた臨床開発の支援等を担っている。

これらの機構における産学連携活動支援では、旧二大学でも活躍してきた URA 等の「目利き人材」「橋渡し人材」等の力を結集できる体制としている。

また、『世界を変える大学発 SU を育てる』をビジョンとして、SU の創出支援、東京科学大学認定ベンチャーの支援、起業環境整備、地域連携、アントレプレナーシップ教育との連携、技術経営教育との連携、他大学など外部機関との連携等、Science Tokyo からの SU 創出に関する活動を一括して担う組織として、イノベーションデザイン機構を置いている。

加えて、医療サービスに関わる社会的ニーズに呼応し、医療管理及び医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図る修士課程教育プログラム:MMA (Master of Medical Administration) を運営している。

(5) 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制（法第4条第3項第5号及び規則第2条第5項に関する基準）

合議制の機関について、令和7年1月21日付通知（6文科高第1624号）により文部科学大臣から運営方針会議の設置が承認されるとともに、常勤監事の配置等を通じて、以下の基準①～⑥を満たしている。

基準	内容	学内規定
①	合議制の機関が、体制強化計画等の申請に係る大学の運営について、体制強化計画の作成・変更など重要事項を議決すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第4条第2項</li> </ul>
	合議制の機関が、議決した事項の履行状況について、法人の長から体制強化計画等の実施状況の報告を受け、体制強化計画等が適切に履行できていないと認めるときは法人の長に必要な対応を求めることができる体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第4条第3項</li> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第7条第1項：具体的には、規則内にある「運営の状況」には、体制強化計画の実施状況も含まれている</li> </ul>
	法人の長は、当該合議制の機関の求めを受けて実施した内容を当該合議制の機関に報告する体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第4条第4項</li> </ul>
②	合議制の機関が、知識、能力、経験をバランス良く備えた構成員により、ジェンダーバランス等の多様性と適正規模を両立させた構成であること。具体的には、大学の運営に関連する事項として、大学の教育研究活動、大学における国際化及び国際研究協力の推進、国内外の大学の経営、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計に関し、適切な知識、能力、経験を有する人材が合議制の機関の構成員となっていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界最高水準の科学大学の実現を目指す本学の特性及び社会と共に新たな価値を創造するという大学のミッションに基づき、スキル・マトリクスを策定し、成長戦略・イノベーション、集合知・科学技術政策、社会課題解決・グローバル戦略、教育・人材育成、先端研究、产学官連携・スタートアップ、大学・企業経営、財務戦略・ファイナンス及び法務・リスクマネジメントの専門性を有した人材を構成員として、ジェンダーバランスや国内外の人材といった多様性を考慮し、大学の規模に応じて、適正な人数としている。</li> <li>個別の構成員に関しては、スキル・マトリクス及び構成員の略歴参照。</li> </ul>
③	大学の運営に関する重要事項の議決について、合議制の機関の専門的知見を十分に活用する観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第2条第2項及び第8</li> </ul>

	<p>から、執行部からの独立性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、執行部以外の構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度を執行部以外の構成員とすること、私立大学において理事会を合議制の機関とする場合に評議員会の議決を得ることを要件とすることなどにより、合議制の機関において、執行部関係構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。</p>	<p>条第2項：具体的には、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるが、1人以上の学外委員の賛成がなければ、議事を決することができないこととすることで、執行部関係構成員のみで議決が成立しない仕組みとしている。</p>
④	<p>大学の運営に関する重要事項の議決について、上記③同様に、合議制の機関の専門的知見を十分に活用する観点から、学内に対する客観性が担保されていること。具体的には、特別多数決の導入、学外構成員による賛成を議決の要件とすること、構成員の相当程度（例えば、半数以上）を学外構成員とすることなどにより、合議制の機関において、学内の構成員のみで議決が成立しないことを担保する仕組みを構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第2条第2項及び第8条第2項：具体的には、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるが、1人以上の学外委員の賛成がなければ、議事を決することができないこととすることで、学内の構成員のみで議決が成立しない仕組みとしている。</li> </ul>
⑤	<p>合議制の機関は、体制強化計画等の中長期的な経営戦略を議決し、執行部の業務執行を監督する役割を担う。この役割の実効性を確保する観点から、合議制の機関が、体制強化計画の着実な履行を担保するために法人の長に求められる知識、経験、能力に必要な資質を明確化するとともに、適切な資質を備えた者が法人の長となるよう、関係法令の規定に基づき、合議制の機関が適切な役割を果たす体制が整備されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学運営方針会議規則第5条</li> <li>国立大学法人東京科学大学理事長選考・監査会議規則第4条第4項：具体的には、運営方針会議より意見を受けたときは、当該意見の内容を審議し、当該意見への対応についてその理由を付して運営方針会議に報告することとしている。</li> </ul>
⑥	<p>監事の少なくとも一人は常勤となっており、独立した専門の監査部門を有しているなど、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人東京科学大学組織運営規則第4条第1項第3号及び第21条</li> <li>国立大学法人東京科学大学監査室規程：常勤監事を2名置き、専門の監査部門として監査室を設置し、本学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されている。</li> </ul>

(6) 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制（法第4条第3項第6号及び規則第2条第6項に関する基準）

●業務執行体制における役割分担

業務執行体制における権限と責任を、研究教育と管理運営の観点から適切に分担するために、以下の役職を置き、効果的・効率的な業務執行を実施している。

① 理事長（法人の長）

法人を代表し、法人経営方針を設定してその業務を執行し、法人業務の最終的な責任を負う。理事長が任命する大学総括理事（学長）に教学、財務担当役員（CFO）に財務及び関連する諸事業に関する業務を委譲することにより、これまでの日本の大学で不十分であった経営機能と教学機能の大幅な強化、大学の中長期的戦略の策定と実行、内外の幅広いステークホルダーに対する発信・情報開示等を行う体制を採っている。理事長が事業成長のための強いリーダーシップを発揮するべく、その諮問機関として、経営協議会を設置する。

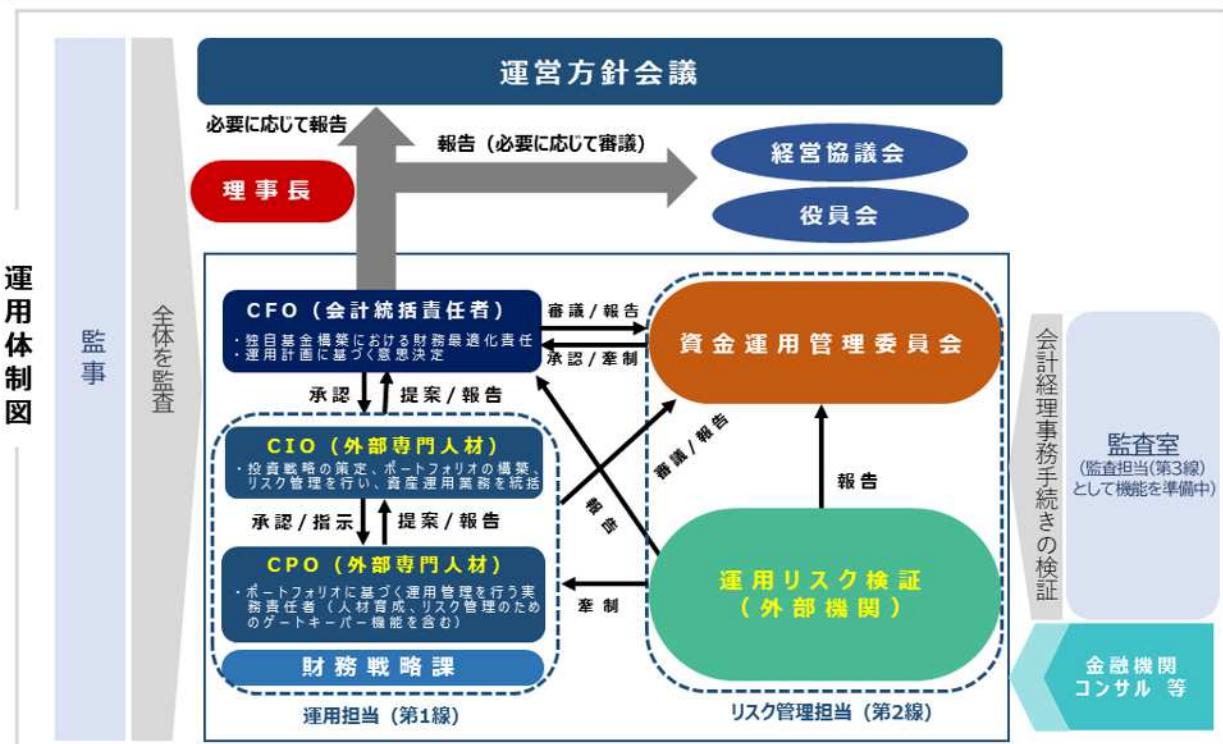
② 大学総括理事（学長）

世界の学術研究ネットワークを牽引するに足る高い研究水準を達成し、新たな研究領域やイノベーションを常に創出するために、研究教育に係る戦略計画の策定・実施及び資源配分や教員の選考・評価については、大学総括理事（学長）が担当する体制を採っている。学長の戦略・計画の企画立案機能を強化するために、教育研究評議会を学長の諮問機関とする。

③ 財務担当理事（CFO（Chief Financial Officer））

財務計画を立案・執行すると同時に、その計画執行の裏付けとなる資金を計画的にかつ多様な財源から確保する。大学基金（大学独自基金及び東京科学大学基金を指す）の運用高度化を図るため、2024年11月には外部専門人材の参加を得て基金運用戦略構想タスクフォースを設置し、運用戦略の高度化を図るとともに、長期的視野での運用と安定した収益の確保を行うための運用体制を構築する。加えて、アセットオーナープリンシップを2025年5月に表明し、外部専門人材をCPO（Chief Portfolio Officer）として採用するなど体制強化を図っている。なお、CIO（Chief Investment Officer）についても、人選を終え内定しているところであり、現職の業務が一段落した段階で、採用する予定である。また、こうした体制の下でCIO、CPO含めて外部専門人材も委員として複数参加する資金運用管理委員会を置き、適切なリスク管理の下で大学基金を成長させる。

## 当初の独自基金運用体制



### ④ 医療担当理事 (CMO (Chief Medical Officer))

中長期的な病院の将来計画を立案するとともに、関連病院も含めた地域の医師配置等を含めた関連病院ネットワーク形成を担う。

### ⑤ 運営方針会議 (合議制の機関)

大学の中長期的戦略等の重要事項を決定し、大学執行部の業務執行を監督する合議体として運営方針会議を設置している。学外者を過半数とし、国際性を含む多様な視点や価値観を反映したグローバルな研究大学になるために、ジェンダーバランスに配慮しつつ、海外大学、国際機関、グローバル企業等への在籍経験を有する者を半数以上とし、国際的な視点と見識を有する者を確保している。

### ⑥ 監事

監事による実効的な監査の実施を確保するために、監事業務をサポートする独立した監査室を設置している。監事は、常に運営方針会議等の重要会議の議論に陪席するものとしている。

### ●研究に関する業務

世界の学術研究ネットワークを牽引するに足る高い研究水準を達成するために、研究とそれに基づいた教育に係る戦略計画の立案・実施については学長が担当している。学長の業務をサポートするために、学長にレポートラインをもつ、理事・副学長及び執行役副学長（教育、研究・産学官連携、国際、安全）を配置している。

### ●管理運営に関する業務

上記以外の管理運営に関する業務に関しては、理事長の監督の下、総合戦略、財務、医療、インフラ（キャンパス開発を含む）、DX、広報、寄附等の担当理事・副理事が戦略計画の立案・実施を担っている。

### ●分析組織「I<sup>4</sup>Collective」の設置

理事長が行う本学としての成長戦略、イノベーションエコシステムの推進のための意思決定と、学長が行うビジョンの方向性に沿った教育研究組織・人事と資源配分を支援する組織として、「I<sup>4</sup>Collective」を2025年3月に設置した。Investigation with Integrity, Innovation for Impact Collective（社会的インパクトのためのイノベーションを高い倫理感を持って分析する集団）を原義とする I<sup>4</sup>Collective は、ディープ・テック分野を中心に、善き未来を実現するために必要な科学技術のシーズ発掘からその発展、さらには社会定着に至るまでの方策・戦略を分析し、社会に対して成果を発信する組織である。この組織が行う未来社会ビジョンの設定と、それに基づく研究領域の国際情勢の分析、本学の強みや競合者・協力者の分析の結果が、理事長、学長の判断・意思決定を支援することを目指して設置したものである。

(7) 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤（法第4条第3項第7号及び規則第2条第7項に関する基準）

①大学の収入全体（円）	R2 年度	81,279,035,672
	R3 年度	82,017,740,330
	R4 年度	80,599,311,960
	R5 年度	79,213,483,653
	R6 年度	87,866,483,921
	5 年計	410,976,055,536
②基盤的経費や授業料・検定料等を除いた額（円）	R2 年度	36,455,236,824
	R3 年度	36,475,928,929
	R4 年度	33,886,608,588
	R5 年度	34,596,694,909
	R6 年度	40,100,957,638
	5 年計	181,515,426,888
③ ②の大学収入全体に占める割合（%）	R2 年度	44.9
	R3 年度	44.5
	R4 年度	42.0
	R5 年度	43.7
	R6 年度	45.6
	5 年平均	44.2